

議案第 16 号

埼玉西部広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 25 年 4 月 1 日から、埼玉西部広域事務組合の共同処理する事務を変更し、埼玉西部広域事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 24 年 2 月 23 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

埼玉西部広域事務組合の共同処理する事務を変更し、埼玉西部広域事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉西部広域事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉西部広域事務組合同規約（昭和56年指令地第1139号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

広域飯能斎場組合同規約

第1条中「埼玉西部広域事務組合」を「広域飯能斎場組合」に改める。

第3条を次のように改める。

（共同処理する事務）

第3条 組合は、火葬場及び葬祭場の設置及び維持管理並びにこれらに附帯する事務を共同処理する。

第4条中「飯能市大字小久保291番地」を「飯能市大字飯能948番地の3」に改める。

第5条第1項中「15人」を「8人」に、「飯能市 6人」を「飯能市 3人」に、「狭山市 5人」を「狭山市 3人」に、「日高市 4人」を「日高市 2人」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条第1項ただし書を削り、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第2項を次のように改め、同条を第14条とする。

2 前項の負担金の負担割合は、別表によるものとする。

別表第1から別表第3までを削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第14条関係）

経費区分	負担割合
建設に要する経費（地方 債元金償還金を含む。）	均等割は、当該経費の100分の15とする。
	人口割は、当該経費の100分の85とする。
維持管理に要する経費 （地方債利子を含む。）	均等割は、当該経費の100分の5とする。
	人口割は、当該経費の100分の95とする。

備考 人口割は、当該会計年度の前年度の10月1日現在における住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者の数を基礎として算出した率とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際現に在職する埼玉西部広域事務組合の議員は、変更後の広域飯能斎場組合同規約第5条第1項の規定にかかわらず、その任期が満了するまでの間、引き続き組合の議員として在任するものとする。